

第1章 市民との協働による地域振興

第1節 コミュニティ

- 1 地域コミュニティ
- 2 交流

第2節 パートナーシップ

- 1 情報共有
- 2 市民参加と協働

本章の概要

個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、自助・共助・公助それぞれの場面において、一人一人が担う役割を理解し、力を発揮することができる、お互いが支え合う地域社会を形成するには、市民、事業者と市が協働によりまちづくりを進めていくことが重要です。市は市政を取り巻く現状や各施策への取組などの市政情報を市民、事業者にしっかりと伝えとともに、地域が抱えている課題等について理解し、共通認識を持った上で、地域社会における課題の解決に向けて協働で取り組んでいくことがまちづくりの理想的な姿であると考えます。

防災や防犯、環境、福祉など様々な分野において、自治会をはじめとした地域コミュニティ活動の活性化を推進するとともに、市民活動団体等が活動目的や内容によって結びついたテーマ型コミュニティの活動を推進するなど、市民一人一人が自分の役割を考え、理解し行動することができるまちづくりを進めていきます。

また、市政情報の共有と市民の市政への参加を図ることで、相互の情報共有に努め、市民との協働による地域振興を推進します。

第1節 コミュニティ

1 地域コミュニティ

自治会をはじめとした地域コミュニティの活動の活性化に努めるとともに、新たな地域コミュニティの在り方を検討します。

2 交流

市民同士の交流を促進するとともに、国際交流を推進し、国際化への対応を図ります。

第2節 パートナーシップ

1 情報共有

市政情報等を積極的に発信するとともに、市民が知りたい情報を容易に得ることができるよう、情報共有の仕組みを整備します。

2 市民参加と協働

各種計画の策定や施策の評価など、様々な場面での市民参加を図り、協働によるまちづくりに取り組みます。

第1節 コミュニティ

1 地域コミュニティ

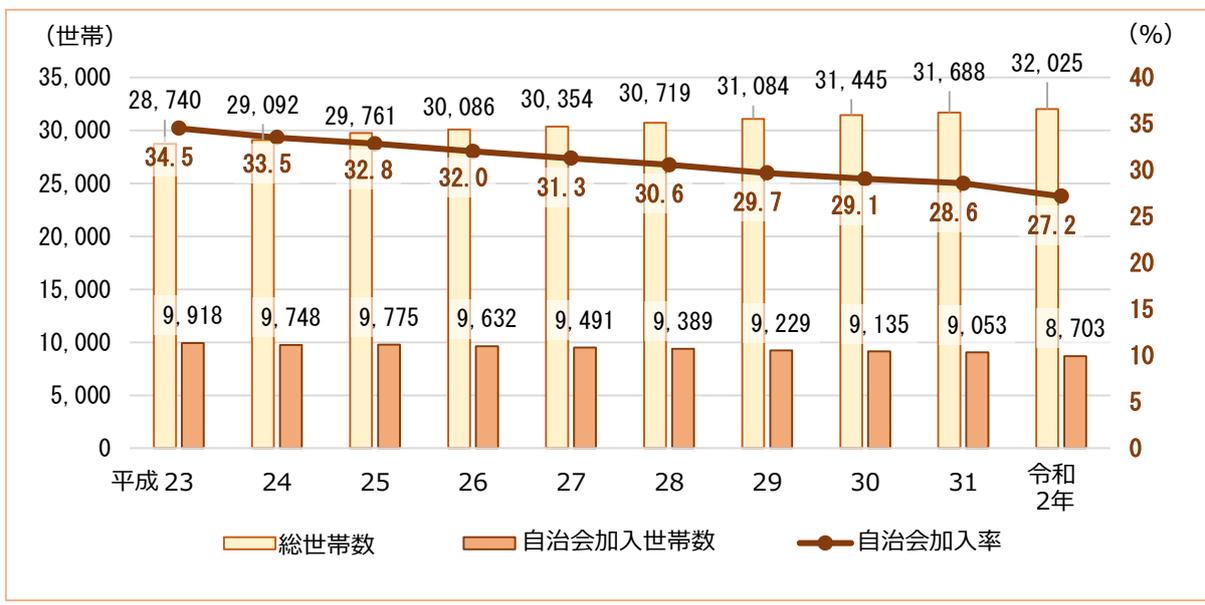
■ 現状と課題

市民のコミュニティ活動や交流、地域における助け合い等で重要な役割を担っている自治会は、市民の価値観やライフスタイルの多様化により加入率の減少が続き、令和2年4月現在 27.2% となっています（図 1-1 参照）。平成 30 年に実施した市民意識調査では、特に若い世代の加入率が低いことから、既加入世帯の負担が増加し、長く自治会の活動を支えてきた世代の脱退につながる例も見受けられました。

このような状況の中、本市では、自分たちのまちは自分たちでつくるという意識の醸成を目的に、地域みんなでまちづくり会議の設立を促進してきました。この地域みんなでまちづくり会議の活性化を図るため、開催方法等を一新し、参加者の増加を図るなど、地域住民と地域を支える様々な団体等との連携により、複雑化・多様化する地域の課題を解決していくための取組を推進しています。

今後も、市民や事業者等と連携して地域の課題を解決していくためには、自治会を中心とした地域コミュニティや、社会的活動等を行う団体を支援し、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。

図 1-1 自治会の加入率 (各年 4 月 1 日現在)

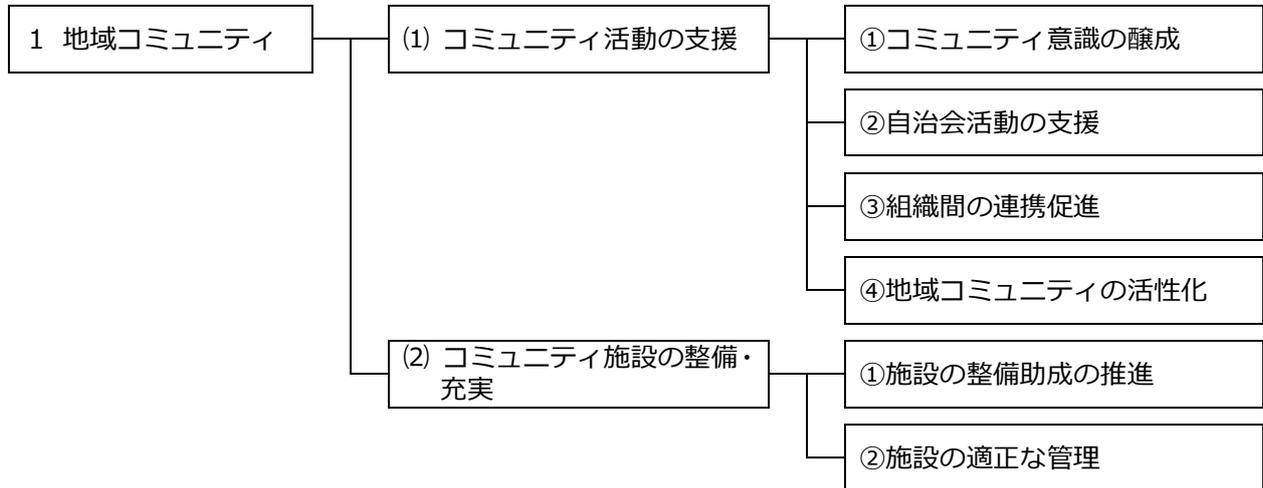


出典 協働推進課資料

基本方針

コミュニティ組織の活性化は地域の課題の解決につながることから、地域コミュニティの代表格である自治会の活動や、市民・社会活動団体の支援として、コミュニティ意識の醸成やリーダーの育成に努めます。

施策の体系・内容



(1) コミュニティ活動の支援

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① コミュニティ意識の醸成	<p>市民の自主的な地域貢献を促すため、自治会活動や各種ボランティアの情報を広報紙、ホームページ、SNS 等により提供し、地域コミュニティへの参加、市民同士の交流の促進に向けた意識の醸成に努めます。</p> <p>また、コミュニティづくりを推進するため、幅広い世代の職員が地域へ積極的に向くとともに、緑が丘ふれあいセンター及びボランティア・市民活動センターの機能の強化や、事業の充実に努めます。</p>	協働推進課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙等によるボランティア活動の情報提供 ○強靱化 ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実 		
② 自治会活動の支援	<p>自治会に対して、各種補助金等を交付するとともに、活動に関する相談や助言などの支援を行い、活動の活性化を図ります。</p> <p>また、毎年6月を自治会加入促進月間と位置付け、自治会活動紹介パネル展などを実施し、活動の周知と加入促進を図ります。</p> <p>あわせて、自治会の認可地縁団体(*20)への移行を支援します</p>	協働推進課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○強靱化 自治会活動に対する補助等の支援 ○強靱化 自治会加入促進事業の充実 ◎自治会の認可地縁団体への移行支援 		

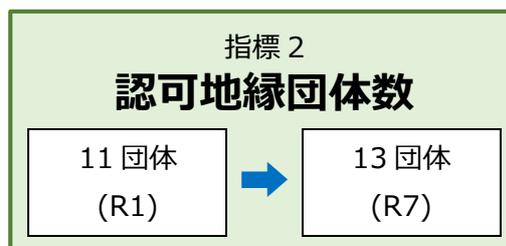
(*20) 認可地縁団体：地方自治法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、自治会などの広く地域社会の維持・形成を目的とした団体

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
③ 組織間の連携促進	自治会連合会を中心に、自治会同士の情報の共有等による連携及び自治会と教育・福祉関係諸団体等との連携を促進し、コミュニティ組織としての機能の充実に努めます。		
	○自治会連合会の連携促進 ○連合組織への加入促進	協働推進課	
④ 地域コミュニティの活性化	自主的・主体的なコミュニティ活動の活性化を図るため、地域みんなでまちづくり会議の充実を図るほか、更なる地域コミュニティの活性化策の検討を行います。また、地域みんなでまちづくり会議の活性化を図るため、若手職員を派遣します。		
	○ 強靱化 地域コミュニティの活性化策の検討 ◎地域みんなでまちづくり会議への若手職員の派遣	協働推進課	

(2) コミュニティ施設の整備・充実

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 施設の整備助成の推進	コミュニティ活動の活性化を図るため、地区集会所等の整備を推進するとともに、自治会所有の集会所の建設、修繕などに際し、支援を行います。		
	○ 強靱化 地区集会所等の整備	協働推進課 文化振興課	
	○自治会集会所建設費等補助の推進	協働推進課	
② 施設の適正な管理	地区集会所等の適正な管理を行うとともに、学校施設等の地域への開放・利用を推進し、生涯学習やコミュニティ活動の支援を行います。		
	○ 強靱化 緑が丘ふれあいセンター及びボランティア・市民活動センターの適正な管理運営	協働推進課	
	○ 強靱化 地区集会所等の適正な管理 ○学校施設の地域開放	文化振興課 スポーツ振興課	

成果指標



2 交流

■ 現状と課題

本市は、平成2年に長野県栄村と姉妹都市提携を締結し、その後、教育、文化、スポーツ等の様々な分野で交流事業を実施しています。

また、平成8年に「武蔵村山市ふれあいまちづくり宣言」を行い、誰もが家庭、地域、自然とのふれあいを大切にすることを基本的な柱として、市民との連携により、心から住んでよかったと思えるまちづくりを推進しています。

村山温泉「かたくりの湯」については、大規模改修工事を経て平成30年3月にリニューアルオープンしました。市外からの来場者も含めて多くの人々が利用しており、大切な交流の場となっています。

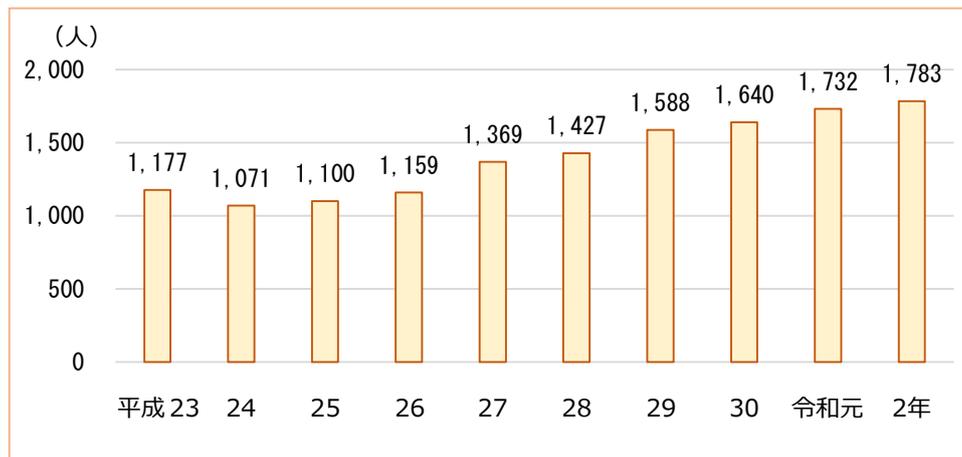
外国人住民数については、本市では東日本大震災を機に一時的に減少が見られましたが、近年は増加傾向にあります。(図1-2参照)。

さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、本市は平成29年にモンゴル国のホストタウン(*21)となり、同国ウランバートル市ハンオール区と相互交流が始まりました。

市民主体の国際交流の活性化を図るためにも、多種多様な文化への理解を深め、国際交流活動への積極的な参加を促進し、多文化共生のまちづくりを進める必要があります。

今後も、市民相互の交流や姉妹都市をはじめとする都市間交流を促進するとともに、海外自治体との国際交流、小・中学校における国際理解のための教育を実施するなど、国際化への対応を促進していく必要があります。

図1-2 外国人住民数の推移 (各年12月31日現在)



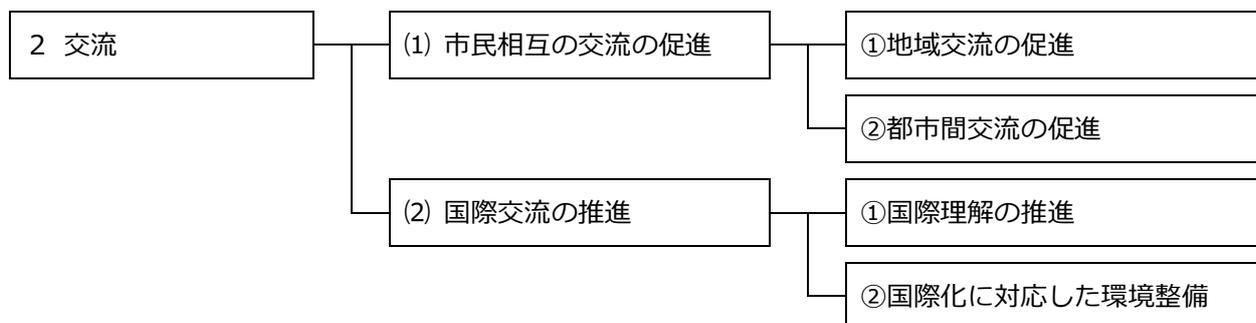
出典 市民課資料

(*21)ホストタウン：東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、参加国・地域との人的・文化的・経済的な交流を図る地方公共団体

■ 基本方針

市民相互の交流を図るために、その拠点となるエリアの充実や市民活動を一層推進するほか、国際化社会への対応を図るため、教育や文化等における国際理解を深めるとともに、市内の外国人コミュニティと自治会との交流を促進するなど、市民生活の様々な場面での国際交流を推進します。

■ 施策の体系・内容



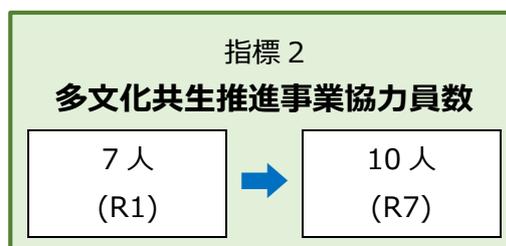
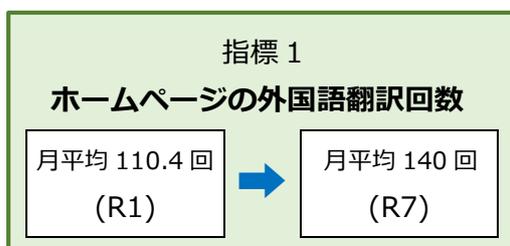
(1) 市民相互の交流の促進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 地域交流の促進	市民相互及び世代間の交流が希薄となっているため、あらゆる機会を捉えて、人的交流の促進を図ります。 また、若い世代の地域社会への関わりが希薄になっていることから、地域活動に参加できる仕組みづくりの検討を進めます。		
	○ 強靱化 地域コミュニティの活性化策の検討【再掲】 ○ 自治会などに対する各種支援の実施	協働推進課	
② 都市間交流の促進	教育・文化、スポーツなどを通じた市民レベルでの国内都市間の交流を支援するため、姉妹都市である長野県栄村との交流を深めるとともに、市民参加を促進し、広報誌、ホームページ、SNS等を利用した相互情報の普及を図ります。 また、村山デエダラまつりを通じて青森県むつ市と、ひまわりガーデン武蔵村山を通じて清瀬市との交流を図ります。		
	○ 姉妹都市交流事業	協働推進課 スポーツ振興課	
	○ 青森県むつ市及び清瀬市との相互交流	産業観光課	

(2) 国際交流の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 国際理解の推進	<p>国籍・文化・性別の枠を超えた交流の基礎となる国際理解教育を、学校教育や生涯学習などの様々な場面で推進します。</p> <p>また、国際化社会への対応を図り、国際理解を推進するため、国際交流事業の検討を行います。</p> <p>さらに、地域の外国人コミュニティと、自治会等の交流を促進し、市民の国際交流の活性化に努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流事業の検討 ○横田基地高校生英語ツアーの実施 ◎強靱化市民と外国人コミュニティとの交流促進 ○外国青年英語教育の推進 	<p>協働推進課</p> <p>教育指導課</p>	 
② 国際化に対応した環境整備	<p>外国人が地域の中で安心して暮らせるよう、多文化共生のまちづくりを推進するため、外国語翻訳に対応したホームページの運用やタブレット端末の設置、多文化共生推進事業協力員(*22)の育成をすることで、外国人に対応していきます。</p> <p>また、行政情報のほか、医療、防災等の日常生活に必要な情報を外国語でも提供するなど、増加する外国人居住者等も住みやすい環境づくりに努めます。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○強靱化外国語翻訳に対応したホームページの運用 ○日本語学習などを行う市民活動団体への支援 ◎強靱化市役所窓口で外国語翻訳に対応したタブレットを設置 ◎強靱化多文化共生推進事業協力員制度の充実 ◎ごみ分別アプリの外国語に対応した運用 ◎子ども・子育て応援ナビの外国語に対応した運用 ◎外国語版母子手帳の配布 ○強靱化公共施設表示の外国語併記 ○強靱化公共施設案内パンフレットへの外国語併記 	<p>秘書広報課</p> <p>協働推進課</p> <p>ごみ対策課</p> <p>子ども子育て支援課</p> <p>関係各課</p>	

成果指標



(*22)多文化共生推進事業協力員：日本語を話すことができない外国人が来庁した際に、通訳や翻訳等を行う市職員

第2節 パートナースhip

1 情報共有

■ 現状と課題

市政への市民参加及び協働を推進するに当たっては、市民、事業者と市との様々な情報の共有が不可欠です。

本市では、公文書の開示、広報紙、ホームページ及び SNS などを通じて、各種情報を市民に分かりやすく公表し、市民との情報共有を推進しています（表 1-1 参照）。

今後も、市が保有する市政情報を市民の共有財産として有効に活用されるよう市政情報を分かりやすいものにするとともに、市民が市政についての的確な認識及び評価に基づく判断ができるよう市政情報を適切に管理し、積極的に公表する必要があります。

表 1-1 公文書の開示請求及び開示請求に対する決定状況（各年度 3 月 31 日現在）

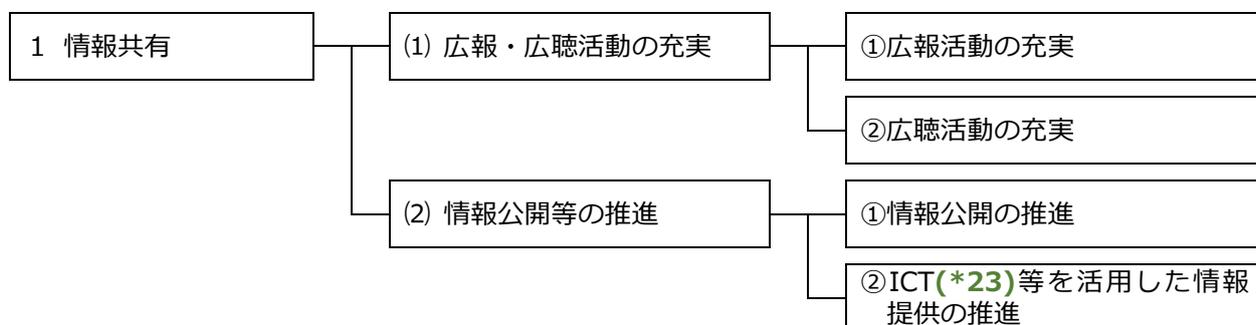
年 度	開示 請求件数	開示請求に対する決定件数				主な請求内容
		開示	一部開示	非開示	却下	
平成 27	28	9	16	3	0	契約関連書類、 学校教育関連書 類等
28	27	7	17	3	0	
29	39	17	17	5	0	
30	24	6	18	0	0	
令和元年度	25	5	16	4	0	

出典 文書法制課資料

■ 基本方針

市民、事業者と市が良きパートナーとして連携し、市民主体の自立的なまちづくりを実現するため、分かりやすい情報を効果的に共有するための仕組みを整えます。

■ 施策の体系・内容



(*23)ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology の略）を指す。インターネット等の通信技術を活用した産業やサービス等の総称

(1) 広報・広聴活動の充実

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 広報活動の充実	<p>広報紙、ホームページ、SNS等を活用して、市民と市をつなぐ分かりやすく親しみやすい市政情報を発信します。</p> <p>あわせて、ホームページにおける情報公開や市民参加、電子申請等のシステム構築を推進するとともに、アクセシビリティ(*24)やユーザビリティ(*25)に配慮した誰もが利用しやすい形での情報提供に努めます。</p> <p>また、新聞・テレビ等の報道機関を通じて情報を提供するパブリシティ(*26)の効果的活用を努め、本市の特性をいかした特色ある広報活動を展開するとともに、市の魅力の効果的かつ戦略的な発信を図ります。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強靱化 広報紙、ホームページ、SNS等による広報活動の充実 ○ 強靱化 SNS等による広報手段の充実 ◎ 伝わりやすい情報発信研修の実施 	秘書広報課	
② 広聴活動の充実	<p>市民の市政に対する期待や要望が多様化する中、これらを的確に把握し、幅広く市政に反映させるため、市民意識調査、タウンミーティング、市長への手紙等の広聴活動の充実に努めるとともに、対応する体制を確保します。</p> <p>あわせて、ホームページ等を活用した情報交換、意見公募手続（パブリックコメント）、アンケート調査の実施、市政についての意見・要望の受付など、ICTを活用した市民、事業者及び市の相互の情報共有を推進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民と市長のタウンミーティング、市長への手紙等の広聴活動の充実 ○ 強靱化 ホームページ等を活用した広聴活動 	秘書広報課	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種審議会等の市民参加の促進 ○ 市民意識調査の実施 	関係各課	

(*24)アクセシビリティ：様々な能力や環境、状況にかかわらず、情報の入手やサービスの利用のしやすさ

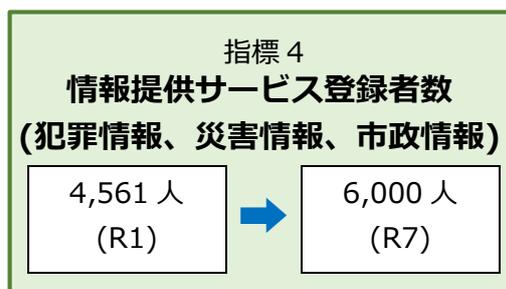
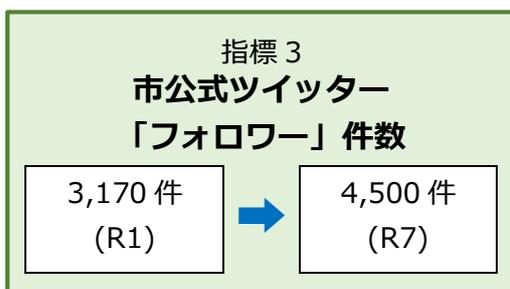
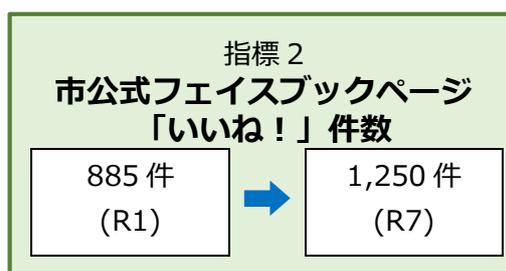
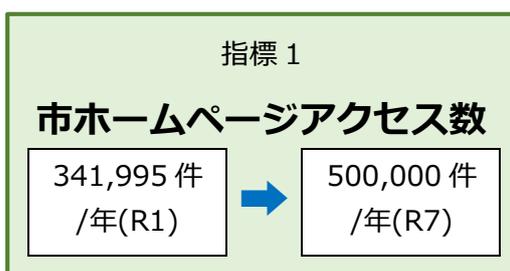
(*25)ユーザビリティ：複雑な操作を必要としない、簡単で迷わないような操作のしやすさ

(*26)パブリシティ：プレスリリースやインタビュー等への対応を通じて、各種メディアに活動内容を取り上げてもらい周知を図ること

(2) 情報公開等の推進

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 情報公開の推進	<p>情報公開は市民参加のまちづくりを進める上で必要不可欠であることから、情報公開制度による公文書の開示をはじめ、各種情報を積極的に分かりやすく公表・提供します。</p> <p>また、市政情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進を図ります。</p> <p>さらに、行政の透明性・信頼性の向上、市民参加等の観点から公共データのオープンデータ化を推進します。</p>		
	○公文書の開示、情報公開及び情報提供施策の推進	関係各課	
	○ 強靱化 オープンデータ化の推進	行政経営課	
	○ホームページでの公文書の目録検索システムの導入検討	文書法制課	
② 【新規】ICT等を活用した情報提供の推進	<p>電子メールで犯罪・災害・市政情報を配信する情報提供サービスについて、即時性の向上に努めるとともに、配信内容を充実します。</p> <p>また、スマートフォンアプリ等を活用して、市民が必要とする情報を、効果的に提供できるよう努めます。</p>		
○ 強靱化 情報提供サービスの配信内容の充実	秘書広報課 防災安全課 教育指導課		
◎ごみ分別アプリを活用した情報発信	ごみ対策課		
◎子ども・子育て応援ナビを活用した情報発信	子ども子育て支援課		

成果指標



2 市民参加と協働

■ 現状と課題

市民の意思を市政に反映させるため、施策の計画から実施、評価に至る各過程において市民が主体的に関わる市民参加が重要となっています。

また、様々な社会的活動を積極的に行うボランティアや NPO 法人(*27)をはじめとする市民活動団体には、地域の課題解決に向けた協働の担い手としての役割が期待されています（表 1-2 参照）。

本市では、市政情報の発信・提供を進めるとともに、市の各種計画の策定においても審議会や委員会などを設置し、市民参画の機会の提供に努めています。

あわせて、協働事業提案制度を運用し市民と市の協働によるまちづくりを推進しています。

今後も、市民参加・協働のまちづくりを積極的に推進するとともに、広聴、広報紙、ホームページ、SNS 等においても、市民参加や情報の共有に取り組む必要があります。

表 1-2 市内の NPO 法人 (令和 2 年 4 月 1 日現在)

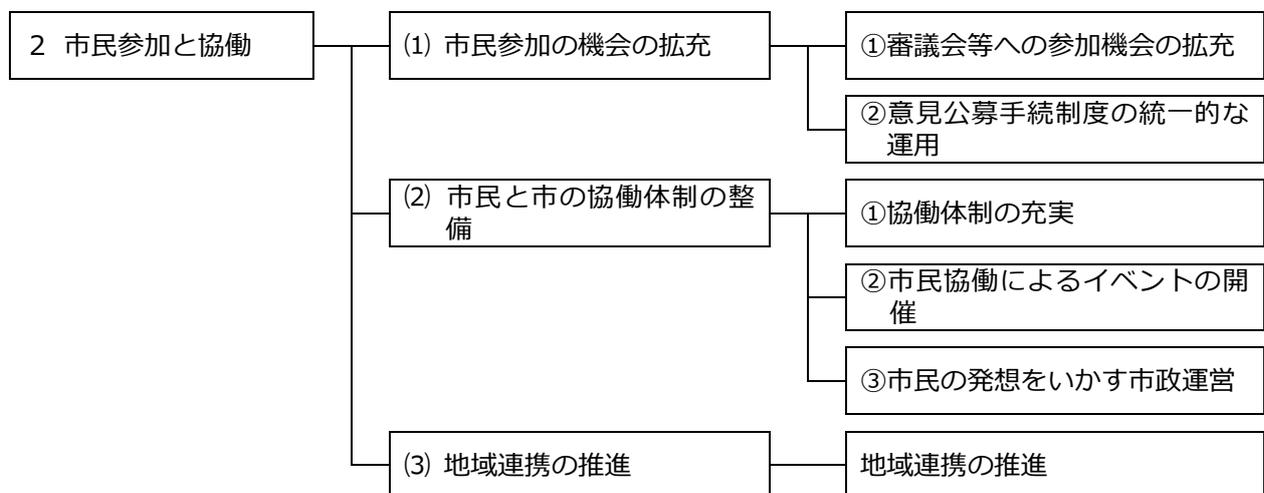
活動内容	団体数
福祉・保健・医療	16 団体
社会教育	3 団体
学術・文化・芸術・スポーツ	1 団体
合 計	20 団体

出典 協働推進課資料

■ 基本方針

計画の策定や施策の評価などの様々な過程において市民の参加を図り、市政に市民の意思を反映させるとともに、協働によるまちづくりの仕組みを整えます。

■ 施策の体系・内容



(*27) NPO 法人：特定非営利活動促進法に定められている要件を満たし、手続を経て法人格を得た、ボランティアなどの不特定多数の利益に寄与する活動を目的とした団体

(1) 市民参加の機会の拡充

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 審議会等への参加機会の拡充	<p>また、幅広い世代からの意見を求めるため、年齢層の均等化、参加者の流動化の仕組みについて検討を行います。</p> <p>審議会等における公募枠の拡大や無作為抽出の活用などにより、計画段階からの市民参加を推進し、市民の意見を施策や事業に反映させるよう努めます。</p>		
	○各種審議会等の市民参加の促進【再掲】	行政経営課	
	○無作為抽出を活用した市民参加の推進		
○審議会等における公募枠の拡大	関係各課		
② 意見公募手続制度の統一的な運用	<p>意思決定過程の公正性の確保及び透明性の向上を図るため、計画、条例等の重要な政策を決定する際にあらかじめ案を公表し、広く市民の意見を求める意見公募手続制度を統一的に運用し、市政への参画機会の拡充を図ります。</p>		
	○意見公募手続制度の統一的な運用	行政経営課	

(2) 市民と市の協働体制の整備

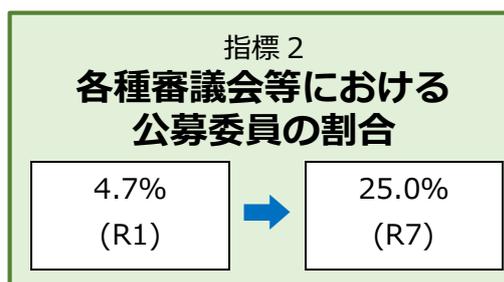
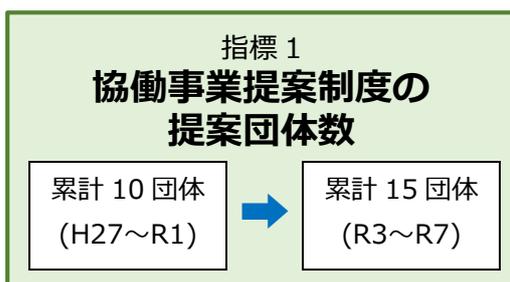
項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
① 協働体制の充実	<p>暮らしやすい地域社会の形成を目指して、市政への市民参加を促進するとともに、市民による地域の課題等の解決のため、市民との協働によるまちづくりを推進します。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ○市民協働を理解するための啓発活動の推進 ○市民協働推進会議の開催 ○協働事業提案制度の運用 ○強靱化 ボランティア・市民活動センターの機能強化、事業の充実 	協働推進課	
② 市民協働によるイベントの開催	<p>活力にあふれたにぎわいのあるまちを目指し、実行委員会形式の市民参加や市民協働のイベントの開催に努めます。</p>		
	○村山デエダラまつり等の開催	関係各課	

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
③市民の発想をいかす市政運営	市民の自発的な活動に基づくまちづくりへの提案や提言を市政運営にいかし、市民との協働によるまちづくりを推進します。		
	○市民提案制度の見直し	行政経営課	

(3) 地域連携の推進

項目	内 容		
	具体施策	所管課	SDGs
地域連携の推進	大学等と連携協力し、経済・産業・文化等の様々な分野における連携を推進します。		
	○ 強靱化 大学等との連携推進	協働推進課	

成果指標



<村山デエダラまつり>



<市民が参画した審議会の様子>